

## 第12回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年10月2日（金）10:30～11:35
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、安念潤司、森下竜一
  - （専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人
  - （政府）西川内閣府審議官、松永内閣審議官
  - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、佐久間参事官、野澤企画官
  - （環境省）廃棄物・リサイクル対策部 鎌形部長
  - （経済産業省）産業技術環境局 三又審議官
4. 議題：
  - （開会）
    1. 投資促進等WGの進め方について
    2. プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方（フォローアップ）
  - （閉会）
5. 議事概要：

佐久間参事官 それでは、皆さんおそろいになりましたので、これから第12回「規制改革会議 投資促進等ワーキング・グループ」を開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。本日は、圓尾専門委員が所用により御欠席と伺っております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

以後の進行は大崎座長にお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

大崎座長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議題1「投資促進等ワーキング・グループの進め方について」を検討したいと思います。

それでは、事務局からの御説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、資料1を御覧ください。

「投資促進等ワーキング・グループの今後の進め方について（案）」ということでまとめさせていただきます。

では、順次説明いたします。

まず、開催日程でございますけれども、開催頻度は月2回を基本としまして、計画的かつ弾力的に開催することとしたいと存じます。

続きまして、審議事項でございますけれども、投資促進等ワーキング・グループは第3期から引き続いて存続ということでございますので、「主に、国内外のヒト・モノ・カネ・情報の流れを円滑化するなど日本経済の活性化に資する規制改革事項を、国益に資する観点から検討することとする」、これは第3期と同じでございます。

具体的には、当面、次に該当する事項を重点的に扱うということで「輸出入の円滑化・通関手続の合理化」「カネの流れを活性化する金融関連規制の見直し」「エネルギー・環境に関する規制改革」「IT利活用の裾野拡大」、このほか、今後ホットラインを通じて得られる要望等を踏まえ、さらに以下の案件なども取り扱うということで「対日直接投資の促進」「イノベーションの推進」「高度人材が活躍しやすい入管政策の見直し」「相互認証の推進」「物流の効率化」といったものも取り扱いたい、このように考えております。

以上が新規事項のことでございます。

次に、フォローアップでございます。

過去3期の実施計画に盛り込まれた規制改革事項のうち、エネルギー・環境、創業等、貿易・投資等、創業・IT等、投資促進等の各分野における下記の事項につきまして、規制所管府省における取組状況を重点的にフォローアップすることとしたいと存じます。具体的な閣議決定や実施計画の記載というのは別紙に掲げられているとおりでございます。

一つ目の「店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進」は、別紙1ページを後で御覧いただければと思います。

二つ目の「理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し」は、別紙2ページの本年の実施計画に盛り込まれているものでございます。

三つ目の「ロボット利活用の促進」は、別紙で言いますと、後で御覧いただければと存じますが、3ページから4ページにかけての項目です。

四つ目の「次世代自動車の普及拡大促進」は、別紙で言いますと5ページから9ページ、閣議決定の項目数としてはたくさんございます。これについては本年の実施計画と平成25年の実施計画でこれまでも重点フォローアップしてきましたが、引き続き、要フォロー継続と評価されているものを付けております。これらを重点的にフォローアップすることとございます。

五つ目の「改正個人情報保護法の円滑な施行」は、別紙の10ページにあります。これも25年の実施計画で要フォロー継続とされている「ビッグデータ・ビジネスの普及」のとの項目、さらに本年の実施計画でまとめられました「改正個人情報保護法の円滑な施行」、これらが内容となっております。

六つ目は、本会議案件でございましたけれども、「老朽化マンションの建替え等の促進」です。

七つ目が「『流通・取引慣行ガイドライン』の見直し」ということで、これらについて

は別紙の11ページでございます。

もちろんその他の改革事項につきましても、必要に応じてフォローアップを行うということにしたいと思います。必要に応じてフォローアップする案件のうちの一つとして、本日の議題で取り上げるプラスチックリサイクルの話が例として挙げられるかと思えます。

事務局からの説明は以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について御意見、御質問などございましたら、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、私の方から1点確認させていただきたいのですが、新規事項の具体的なものというのはまだここにははっきり書いていないわけですが、それはおいおい出てくるというような理解でよろしいのですか。既にホットラインに来ているものなども整理していただきつつあるとは思いますが。

佐久間参事官 そのとおりでございます。こういう方針で扱うという全体的な方針を示させていただきました。個別の話につきましては、また追って御相談させていただきたいと思えます。

大崎座長 よろしいですか。こういうことで進めてまいりますので、是非皆様、精力的な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今の御説明の内容どおりに今期の当ワーキング・グループの進め方を決定したいと思えます。

それでは、引き続き、本日の議題の2「プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方」のフォローアップを行いたいと思えます。

本件は、第1期の実施計画で「平成26年度結論を得次第措置」というふうにされていたのですが、昨年度中に実際には結論が得られていないということが明らかになったということでございます。言ってみれば閣議決定違反とも言えるべき状況が生じているわけでございます。今日は、そうした状況を踏まえまして、この原因、今後の対応方針について、所管府省でございます環境省、経済産業省から御説明をいただきたいということでございます。

(環境省、経済産業省入室)

大崎座長 それでは、環境省、経済産業省の皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

今日は、議題であります「プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方」についての現在の進捗状況について御説明いただけるということで伺っておりますので、まず、環境省からお願いできますでしょうか。

環境省(鎌形部長) 環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、経過の状況についての御説明の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

います。資料は、経産省を含めて資料2 - 1、資料2 - 2、資料2 - 3という形でそろえておりまして、まず資料2 - 1が経済産業省と環境省で共同で作成した資料ということで、こちらを私から説明させていただきます。

資料2 - 1を開いていただきまして、容器包装プラスチックのリサイクルが基本的にどのような流れになっているかを簡単に御説明させていただきます。

物の流れといたしまして、左上の消費者から分別排出、市町村が分別収集という形で流れまして、市町村が収集した容器包装プラスチックの異物を除去してベール化し、資料左に四角の絵がございまして、こういう形にして再商品化事業者を引き渡す、こういう流れになっています。

資料右上の容器包装の製造等・利用事業者というのは、再商品化の義務を法律上負っている者でございまして、実際には指定法人に再商品化義務の履行を委託します。指定法人の日本容器包装リサイクル協会は、再商品化事業者に再商品化費用を支払い、再商品化事業者が再商品化事業を行う形になっております。

再商品化事業者は、材料リサイクル事業者、ケミカルリサイクル事業者、大きく二つございます。材料リサイクル事業者は、プラスチックの容器包装からプラスチック製品の原料となるペレットなどを製造し、物から物へのリサイクルを行います。ケミカルリサイクル事業者は、プラスチックを化学的に処理して高炉還元剤あるいはコークス代替に利用する、こういう事業者でございまして。

再商品化事業者は、出来上がったベールを入札という形で引き受けるわけですが、とありますように、現在の仕組みは、全体の50%をまず材料リサイクル事業者のみで入札して、残りにつかまして材料リサイクルとケミカルリサイクル事業者が入札する仕組みになっておりますが、現状では残りの50%はケミカルリサイクル事業者が落札しております。

3ページ目は、中央環境審議会、産業構造審議会が合同でこの制度全体についての点検評価を行っているところでございまして、プラスチック製容器の在り方につきましては、論点の整理を平成26年3月に行いましたが、ここに記載されているような検討の方向性をお示しいただいております。

検討の経過ですので、読み上げさせていただきます。「プラスチック製容器包装の再商品化の在り方の検討に当たっては、諸外国の制度も参考にしながら、公表されているデータに基づき認識を共有すべきではないか。また、それぞれの手法について環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、分かりやすさ等の観点から検討すべきではないか」。

次に、「検討に際しては、材料リサイクルかケミカルリサイクルかという二者択一ではなく、材料・ケミカル両再商品化手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、再生材市場に応じた多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備を行うべきではないか」ということとさせていただきます。

材料リサイクル、ケミカルリサイクル、それぞれの再商品化手法があるということを踏まえた上で、それを制度の中でどう位置付けていくかということをしつかり検討すべしということをごさいますして、これについて少し時間がかかっているというところをごさいます。

次に、容器包装リサイクルが目指すものということで書いております。基本的には、現在の制度は一定の成果は上がっているわけをごさいまするが、さらに、より良い高みを目指していく。消費者、市町村、再商品化事業者のところに、それぞれ吹き出しがごさいまするけれども、できるだけ多く集める、できるだけ品質の高いものにしていく、より高い付加価値という方向にどう持っていくかということで議論を進めているところをごさいまする。

次に、規制改革実施計画で御指摘いただいている検討の観点として、環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価の三つの観点について御指摘をいただいておりますが、5ページ以降ではそれぞれについての状況を御説明したいと思います。

まず、5ページの環境負荷低減の効果をごさいまする。これは、一般廃棄物の総排出量と一人一日当たりのごみ排出量をグラフ化したものであります。容器包装リサイクル法は平成7年に制定されております。平成12年に完全施行ということをごさいまするして、平成12年をピークに一人一日当たりのごみの排出量は19%減少しております。あわせて一般廃棄物の総排出量も順次減ってきておりまして、これが一つの容器包装リサイクル法による環境負荷低減の効果ということをごさいまする。

6ページ目のグラフは、一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数を表しております。最終処分場の残余年数が、容リ法の完全施行の平成12年以降、順次増加しているということで、残余年数の増加に役に立っているということをごさいまする。

7ページ目をごさいまする。近年、海洋漂着ごみが大きな課題になってはいますが、その7割を占めるプラスチックの環境や生態系への影響が懸念されており、こういった観点からも、プラスチック製容器包装の分別収集の必要性が高まってきております。

8ページ目は、全市町村の中で分別収集をどれだけの市町村がやっているかということをごさいまする。プラスチック製容器包装のほかに、ガラス、スチールなどもグラフにしておりますけれども、青色の太い折れ線グラフがプラスチック製容器包装をごさいまする。現在、分別収集の参加市町村は75%、人口比では83%まで拡大しております。

9ページ目は、環境負荷の低減効果はそれぞれの手法でどうであろうかということについて、環境負荷分析(LCA)による材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法の試算結果を示したものでごさいまする。

左側のグラフはCO<sub>2</sub>削減効果、右側はエネルギー削減効果をごさいまするが、それぞれのグラフの中で左側の点線で囲んでいるのが材料リサイクル、真ん中辺りがケミカルリサイクルをごさいまする。それぞれ細かい手法によってばらつきがごさいまするけれども、全体的に見れば、材料リサイクルとケミカルリサイクルは同等程度の効果を上げているという分

析結果になっております。ただ、LCA分析というのは、各係数をどう設定するかで結果が左右されるということもありますので、飽くまで一定の前提に基づいた試算ということでございます。

1点だけ補足させていただきますと、分析に使われた材料リサイクル手法については容リ法施行初期の段階の再商品化手法ということで、当初は混合材が多かったのですが、今は単一素材化が進んでいるということもあり、バージン代替率も伸びているので、もう少し高い値が出る可能性もあるということです。ただ、各係数の置き方で結果が変わってきますので、そういったことをお含みおきの上で御理解いただければと思います。

また、このLCAは、いわゆる再商品化の工程、つまりリサイクルする過程での環境負荷ということでございますので、例えば再商品化された製品がさらにリユースされるとか、長期に渡って使用されるなど、製品が使用される場面の効果は考慮されていないというところは御理解いただければと思います。

次に、競争促進による経済コストの低下についての状況を御説明申し上げます。10ページ目のグラフは、市町村が分別収集したプラスチック製容器包装をベール化して再商品化事業者へ引き渡す際のベールの落札単価の推移を示したものです。青の折れ線グラフは材料リサイクル、赤の折れ線グラフはケミカルリサイクルでございます。

材料リサイクルについては、例えば事業者による光学式選別機の導入などの事業努力で落札単価が低下している傾向にあります。平成27年と平成22年を比較しますと20%減少しております。一方、ケミカルリサイクルは、平成22年度に比較して平成27年度は16%上昇しております。

11ページは、ベールを使って製品を作る際に、その出口のところはどうなっているかということで、出来上がった再商品化製品の単価を欧州と日本で比較したものです。欧州では100円程度、日本では10円から20円程度で、かなり乖離があるということであります。欧州では容器包装のプラスチックだけではなくて、バケツやプリンターといった製品プラスチックも一緒に回収しているというところもございまして、質の高い再生材ペレットができていう違いもあるかと思いますが、日本も頑張っていけば欧州のように製品の価値を高めるポテンシャルがあるということが言えるかと思えます。

12ページ目の再商品化製品の価値評価でございます。ここに示しておりますのは、再生材ペレットの品質の向上についてでございます。左側が塩素の濃度、右側が主成分濃度の経年推移でございまして、塩素濃度が順調に減ってきて、主成分濃度については順調に増えてきている。赤いグラフにつきましては、製品の品質のばらつきを示すものですが、ばらつきもだんだん少なくなってきて、質が高くなっています。質が高くなれば販売価格の上昇につながっていくということでございます。

13ページ目には材料リサイクルによる再商品化の例を幾つか示しております。例えば優良なものとしては自動車部品、エンジンのアンダーカバーやエアコンダクトにも使われるようになってきています。繰り返し再使用可能なリターナルブルパレット、あるいは長期

間使用可能な建築資材、こういったものが出てきているということでございます。分別排出には消費者の協力を得ているというところもありますので、最終用途の高付加価値化が進み、分別排出したプラスチック製容器包装がしっかり再生利用されているということを示していくことが非常に重要と考えております。こうした製品に使われるという最終用途に関する情報の消費者との共有促進が必要だと考えております。

今、申し上げましたような状況でございますけれども、材料リサイクルとケミカルリサイクルを制度の中でどう位置付けるかということについての議論を進めているところでございます。こちらでの経過説明ということでも、早く結論が出ないのかということだと思いますが、位置付けについてそれぞれの関係者の調整が引き続き必要な点があるということでございますが、私どもとしては11月のうちには審議会を再開するための目処を付けたい、それまでに関係者の調整を進めていきたいと考えております。具体的にいつ開催するかということについて私どもとしてお約束というところまではいっておりませんが、そういう目処を立てていきたいと思っております。

以上が共通の資料についての御説明でございますが、両省でそれぞれ資料を用意させていただいておりますので、少し補足説明したいと思います。

環境省のクレジットのついております資料2 - 2でございます。材料リサイクルとケミカルリサイクルがそもそもかなり違うということをまず私どもとしては御説明させていただきたいと思っております。

2ページ目の「競争促進による経済コストの低下」というタイトルがあるものでございますが、材料リサイクルとケミカルリサイクルではどういった工程を経て再商品化されていくかを示したものでございます。上が材料リサイクル、下がケミカルリサイクルです。

材料リサイクルでは、手選別、破碎・金属選別、造粒、洗浄・比重分離、ペレット化という工程で、かなり手間をかけて再商品化しております。一方、ケミカルリサイクルでは、破碎・金属選別、造粒ということで簡素化されたフローの中で再商品化しております。それぞれが非常に違うということを示しております。

先ほどの資料2 - 1の10ページで、それぞれの落札単価の推移を示した上で、材料リサイクルの落札単価は低下傾向、ケミカルリサイクルの落札単価は増加傾向にあると申し上げましたが、落札単価の絶対値で見ると材料リサイクルの方が高くケミカルリサイクルの方が安いという数字はあるわけでございますが、私どもとして説明したいのは、各手法には再商品化工程の違いがあって、材料リサイクルは相当の手間とコストをかけなければならないというケミカルリサイクルとの違いはよく認識しなければいけないということでございます。

そういう意味で、両者を価格で競争させるというのは難しい話でございますが、制度発足時も、両者を価格で競争する構造としないで、入札制度において材料リサイクルの優先枠を設けております。現在では、まず材料リサイクルが50%を入札し、残りをケミカルリサイクルが入札するという構造をとっておりますが、その意味合いは今御説明したような

ところでございます。

競争の関係で言いますと、資料にございますように、材料リサイクルは50数社での競争、ケミカルリサイクルは3社の競争ということになっていて、競争については考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。いずれにしても、健全な競争の下でしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

先ほど御説明したように、欧州では出口のところで価格が高いというところがありますので、こうしたギャップを埋めていくことが必要ではないかと考えています。この資料で御説明したかったのは、再商品化手法それぞれに違いがあるということを踏まえた制度設計が必要だということでございます。

最後の3ページ目は、各手法の違いということについて、プラスチックの循環利用という意味合いでは、材料リサイクルは物から物、プラスチックからプラスチックの循環利用という特徴を有しており、私どもとしては、3Rの優先順でリサイクルの上位にある発生抑制や再使用に近いリサイクル手法と考えております。物から物へのリサイクルということで、消費者は、自分が分別排出したものがどう回っていくかが見えるという点でも協力しやすいものでございます。

また、ドイツなどではブランド化を図って消費者の理解と協力を広めている事例もございますので、こうした方向へ進めていきたいと考えております。

いずれにしても、材料リサイクルとケミカルリサイクルの違いを認識した上で制度にどう位置付けていくか、その辺りを調整させていただいているところでございます。

環境省からは以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

引き続き、経済産業省から御説明をお願いいたします。

経済産業省（三又審議官） 経済産業省の審議官の三又と申します。よろしくお願いたします。

今、鎌形部長の方から御説明があったことに補足させていただく形で3点だけ簡単に申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、お手元の資料2 - 3の1枚紙の裏側でございます。経済産業省のクレジットの紙の裏側の図を開いていただければと思います。今、鎌形部長から最後に御説明があったのは、材料リサイクルは循環基本法の基本原則の優先順位でリサイクルの上位の方にある発生抑制や再使用により近いリサイクル手法であるということでした。その点に関連いたしまして、補足でございますけれども、現行法制度上どうなっているかということ整理したものでございます。

現行法制度上、材料リサイクルとケミカルリサイクルは大きく二つの法律に関わってくるのですが、循環基本法と容器包装リサイクル法、それぞれ定義がございます。循環基本法の中では、再生利用という定義の中に材料リサイクルとケミカルリサイクルが両方とも

含まれております。また、容器包装リサイクル法では、再商品化というものの定義がございますけれども、これも材料リサイクルとケミカルリサイクル、双方とも再商品化の定義に該当するというので、法制度上はこの二つのリサイクル手法について同等に位置付けられているということを御説明した資料でございます。

仮に、材料リサイクルの方がケミカルリサイクルよりも政策的により優先すべきものであるという議論をすること自体は当然あり得る話であります、それをきちっと法制度上位置付けるとすれば法律を改正する立法論ということになるという、これは事実認識でございます。そういった議論をすることについては私ども決してやぶさかではございませんが、1点申し上げておきたいのは、今申し上げた論点が決着しないとその先の議論に進めないというような議論の進め方は我々としては適当でないと考えております。

ちなみに、経済産業省としては、現行法制度上の整理を積極的に変えるべき理由は見当たらないと考えておりますけれども、その中身についてこの場で御議論させていただくものではないと思っておりますので、その理由等については省略させていただきます。それが1点目でございます。

2点目でございますけれども、環境省から連名の資料2-1に基づいて御説明いただいたとおりですが、三つの重要な観点とされている中の経済コストの低下と価値評価という二つの要素の関係性について簡単に一言補足させていただきたいと思っております。

今、鎌形部長から御説明の、必ずしも二つのリサイクル手法を価格だけで単純に比較すべきではないということについては経済産業省としてもそうであると思っております。価値評価のところでは欧州の例を引きながら、日本の材料リサイクルが質の向上や再生材を利用するマーケットの拡大といったことで、再商品化事業者の収益性も確保しながら社会コスト全体を低減するというポテンシャルがまだあるのではないかとということについては、私どもも全く同感でございます。それはとりもなおさず、アウトプットの価値を高め、リサイクル産業としての高度化を図ると同時に、経済コストの低下にもつながるという、ある意味、一挙両得のことができるわけなので、現行の入札制度の見直しを初めとしたいろんな政策手段によってそのところを促進することができると考えております。その中身の具体論を早くすべきであるということを当省としてはかねがね環境省に対しても申し上げているところでございます。そこが2点目でございます。

最後に3点目でございます。今後の進め方の見通しについて鎌形部長からも一定のコメントがございました。これは共管の制度でございますので、私どもだけで決められることではなくて環境省とよく相談させていただきながらということでございますが、既に2年前の閣議決定の期限を大きく徒過していること等々踏まえまして、私どもとしては、少なくとも10月中旬に審議会の議論を再開し、可能な限り、年内を目処に主要論点についての実質的な結論を得るべく努力をし、遅くとも年度末までに最終的な正式な結論を得るような時間感覚で今後議論を進めていくことが必要であると認識いたしております。

以上です。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思いますが、最初に私から、今、最後に三又審議官からお話のあったスケジュールについて、鎌形部長のお話とは小さなずれといえば小さなずれですが、1か月ぐらい違う感覚の認識をお示しいただいたように思います。そういう前倒しというのは十分可能だとお考えかどうか、そこをちょっと教えていただけますか。

環境省（鎌形部長） 両省でスケジュール感覚をしっかりと詰めた上で御説明に上がればよかったです。私どもとしては調整すべきことが結構あると思っております。軽々に10月中に開催という話を申し上げる段階にないと思っております。

ただ、先ほど11月のうちに目処を付けてと申し上げましたとおり、規制改革会議の宿題の期限から経過しているのは事実でございます。可能な限り早くと思っておりますので、経産省ともよく相談して、可能な限り速やかに開催すべく調整を加速したいと思います。

大崎座長 いかがですか。どうぞ。

川本専門委員 環境省にお伺いしたいのですが、この問題は、恐らくリサイクルの環境評価が一番の出発点として重要かと思えます。先ほどのお話では材料リサイクルとケミカルリサイクルは基本的に同じだと御説明されました。ちょっと古い評価に基づいていたのかもしれませんが、それはそれでよろしいのでしょうか、ということが1点。

あと、環境省の政策目的の中に、リサイクルの産業 - 先ほど50社で大変だみたいなお話をされましたが、産業育成、産業政策のような観点があるのか。産業政策全般を否定するつもりはありませんが、私の印象では、本件はやや悪しき産業政策のような印象もあります。基本的にはこういう入札制度のような形ではなくて、経済的に合理的な条件の下で、しかももう少し透明な形で産業に対する支援が必要であればやっていけばいいのではないかとと思っておりますが、それは私の意見です。政策目的の中にそういう産業政策的なものは含まれているのか、というのが2点の質問です。

環境省（鎌形部長） まず1点目でございますけれども、環境負荷低減効果に関するLCA分析についての御指摘だと思います。先ほど申しましたように、係数の置き方によって結果が変わるという前提はありますが、当時の分析結果では、環境負荷低減効果について両手法で同等程度の効果を上げていると報告されているということは事実でございます。

一方で、先ほど申しましたように、容器包装リサイクル制度が進む中で材料リサイクルの質も高まってきておりまして、当初は、混合材が多かったのが、現在は単一素材化が進んでバージン代替率が上昇し、CO<sub>2</sub>削減にさらに寄与している効果は当時の分析結果には反映されていないということでございます。いずれにしても、環境負荷低減効果について、顕著な差があってどちらが優れているのかについての数字は現時点では持ち合わせていないということで、受け止めていただければと思います。

後者についてでございますが、私どもとしては、健全な競争の中で優良な事業者が育っていく環境を整備することが重要だと思っております。そういう意味で、例えば入札制度の

中でも、良い製品をしっかりと作る業者が評価されるような方向を目指して、材料リサイクル業としてしっかりと健全化していくことは必要だと思っています。

ただ、1点だけ申しますと、同じプラスチック製容器包装を利用しているケミカルリサイクルと材料リサイクルをコストの面で同じ土俵で競争させて、やみくもなコスト競争ということになりますと、材料リサイクルは手間とコストがかかる中で非常に難しい問題が生じるのではないかという認識を持っているところでございます。

大崎座長 では、森下先生。

森下委員 先ほど審議会の開催の日にちがまだはっきりしないという話だったのですが、前回は平成26年9月24日ということで、1年、間が空いていますね。通常であればこれだけの間が空くということではなくて、幾ら何でもスケジュール調整の失敗ではないだろうから、そう考えると可及的速やかにということをやはりお願いせざるを得ないと思います。その意味では、両省のすり合わせがちょっとという話はありませんけれども、各省の間での話ではなくて、やはり速やかに結論を出してやっていただくというのが前提だろうと思いますし、閣議決定したということはそのことに両省が納得したということだと思しますので、是非そのところは早急をお願いしたい。しばらくして規制改革会議を開いたらまだ決まっていないということは決してないようお願いしたいと思います。

それから、先ほど事業者数の話が出たのですが、確かに事業者数3社で占有が進んでいる要素がありますが、一方で材料の方は50数社というのも、これはこれで見ようによっては多過ぎるのではないかという考え方もできると思います。その意味では、どちらが良い悪いではないという話はもちろんだと思いますが、やはり将来的な姿の中でどういう形がいいのかというのは、これは結論があるというわけではなくて、むしろ審議会の中でフラックに議論していただければいい話ではないかと思えます。そういう意味でも、早く審議会議を再開していただいて、問題点を含めて抽出していただく、それが一番大事だと思いますので、是非よろしくをお願いしたいと思います。

大崎座長 私からも一個よろしいですか。先ほどコストのお話が出まして、材料リサイクルとケミカルリサイクルは工程がそもそも違うので、全く同じ土俵で単純比較するのは適切ではないというお話があったのですが、私もそうだろうなと思うところがあります。

他方で、リサイクルする方々に、ある意味、お金を出して、その原資は特定事業者の方々、もともとの製品を作っているの方々から出ているわけですね。その方々が単純に負担しているというより、結局、消費者が購入するときに上乗せされる格好でコストを負担している、そういう構造にあるわけですし、また分別回収で市町村には大変な努力をしていただいているという事実もあるわけです。

コスト構造の違いを前提として現在のシェア割りがいいのかどうかということも、もちろんこれは根本から議論ということですから、審議会で検討していただくべきことではあるのですが、結論として何らかの制度が引き続きあったとしても、私どもとして、それが規制改革の本旨に違うとかそんなことを言うつもりはないのですが、その枠の中でも、より

特定事業者の方々、ひいては消費者の皆さんの負担が軽くなるような工夫をいろいろしていくように検討していただくということをお願いしているはずなので、その辺はどうなのでしょう。特に環境省としてはその辺どういう見通しをお持ちか、教えていただければと思います。

環境省（鎌形部長） まず、コストの問題で申し上げますと、再商品化にどれだけお金をかけるかということと、出口で製品ができたときにそれがどう評価されて売れていくか、この二つを考えなければいけないと思っています。私どもとしては、今のところ、再商品化工程にかかるコストについて、業者は相当努力してきているのではないかと考えていますが、どちらかという出口の方をしっかりと評価して、全体のコスト構造を透明化、適正化して、結果的には落札単価にも良い影響を与えるということを目指したいと思っています。現実にはこの5年ぐらいで落札単価が2割ぐらい下がってきておりまして、相当の努力はしていると思っています。今度は全体のコスト構造、入口と出口、両方考えていく必要があるかと思っています。ケミカルリサイクルは近年落札単価が増加傾向にあるようですが、それぞれの手法でしっかりとそうしたことを考慮した取組が必要ではないかと思っています。

大崎座長 どうぞ。

久保利専門委員 久保利です。

落札単価の問題で見ていくと、ケミカルリサイクルはコークス代替というふうになると、コークスの価格と連動する部分が単価の方には大きな影響を与えるのではないかとと思われるのですが、資料2-2の2ページのコークス価格推移を見ると、2009年辺りは4万5,000円というトン当たりの価格だったのが今や2万5,000円を切るような感じになってきている。もしコークスがどんどん安くなってくると、この入札単価が下がってくるのではないかと、そうなってくるとどうなるのだろうか。

大崎座長 上がっていく。

久保利専門委員 これ、上がっているのですか。これで見るとコークスがうんと下がってきているわけですね。今、トン当たりが2万円台になっているように見える。今は4万4,000円とかという値段で落としてくれているのだけれども、影響が出てきて、その結果としてケミカルがあまり落としてくれなくなるということは想定しないのでしょうか。なぜなら、コークスという非常に一般的な原材料の価格にリンクして落札するかどうかを彼らは考えるのではないかと思うものですから、その辺りは素人でどうもよく分からないので、御説明いただければと思います。

経済産業省（三又審議官） 簡単に御説明させていただきますが、今の久保利先生の御指摘は非常に重要なポイントですが、今の御理解では符号が多分逆でして、資料2-1の10ページケミカル赤い折れ線グラフがずっと足元上がって行って、今、4万4,900円、これはマイナス、要するにリサイクル業者が4万4,000円で買うのではなくて、4万4,000円もらってリサイクルしているという状態なのです。

今、先生がおっしゃったコークス価格とのコンペティションは、要するに値付けになるわけなので、コークスが4万円で売れていたときは、その分、高く売れますから、ここの赤い価格はむしろ少なくて済むのです。コークスの値段が下がってくると安く値付けしないと買ってもらえなくなるので、その分、経営を圧迫して、むしろ引取りの4万4,900円のところは高くしないと成り立たない。要するに、値付けのアウトプットの値段からリサイクル業者のコストを引いたものが赤い数字になってくるわけです。マイナスの数字になっています。ですから、正にこれは符合しているということだと思います。

久保利専門委員 逆に見ればいいわけですね。分かりました。

大崎座長 では、松村先生。

松村座長代理 まず、環境省の追加の資料2 - 2で、材料リサイクルの場合には手間がかかる、コストがかかる、この点を理解していただきたいという主張に関してです。だから二つを一緒にしてはいけないというのは事実だと思いますが、これを強調し過ぎるのはミスリーディングだと思います。

そもそもこれだけ余分な手間がかかり、余分なコストがかかるのだから、そのような用途を維持することを正当化するためには、それに対応するような、より高い付加価値があって初めて、国民に、利用者に、あるいは排出者にコストを負担するということを要求できるのではないのでしょうか。本来なら、これだけの手間をかけたとしても十分な規模を維持する価値があると説明しなければならないのではないかと。

それに対して環境的な価値はケミカルと大差はないという説明でした。先ほど非常に抽象的に、消費者に対する教育効果、啓発効果があるとのことだけれども、もし本当にそうだったら、それを環境価値に織り込めるはず。実際にその価値に関して何の証拠も示していない状況で、手間がかかるのだからしょうがないという理屈をいつまでも続けていてはいけないのではないかと。本当に付加価値を高めて、落札価格をケミカルに近づけていくことが必要なのではないかと。これをいつまでも口実にされていたら困る。

次に、付加価値を上げられれば、その結果として、より低い価格でも引き取れるようになる循環が始まり、その結果として問題が大きく解決する。それはよく分かります。しかし再生品の販売単価が上がったとしても、つまり、より高級なプラスチックが作れたとしても、製造するコストが上がってマージンが下がっていったら全く逆効果なわけです。でも、現実に環境省はこういう政策を既に今まででもされているわけですね。そういう観点から見ると、少なくとも私の知る限りでは失敗している。失敗しているというのは、確かに自動車部品用のプラスチックを作れるようにすることには取り組んで成功されておられるが、コストが高過ぎて、普通のコストベースでは全く引き取ってもらえないようなものです。自動車メーカーを説得して、自動車メーカーにさらに追加的な負担を課して、それでようやく引き取ってもらおうというところまでしかまだ来ていない。この現実をきちんと認識し、やみくもに高付加価値のものにすればいいと考えてはいけない。ではなくて、ちゃんと高い収益性となるようにしていくことが重要です。したがって、この後も、建材に使えるも

の、自動車部品に使えるものができるようになったというので自己満足されたら困る。具体的に競争性が上がって、再生プラスチックがより高く売れるようになって、より利幅がとれるようになって、実際に引取価格が下がることを目指すべきだと思います。

次に、競争性に関してです。3社しかないなので競争性に問題があるというのに関して、もし本当にそうなら、当然、引取価格が高くなる。ケミカルの引取価格に競争がない結果として、本来の競争的な状況に比べると、より高い価格でしか引き取らないということになるわけですから、要するに価格差は縮まるはず。現実には、まだまだ大きな差がある。競争上問題がある結果として、ケミカルの価格の方が高くなっているから、ここだけには依存できないという議論ならともかくとして、実際にはこれだけ長い期間とっても差がまだこんなに残っていることを問題にしているということを考えれば、競争性の心配が、どれほどの説得力があるのか、考えていただきたい。

もう一つは、採算性が非常に低い原因は本当にここで御説明になったようなことなのでしょう。例えば事業者の稼働率が低いというようなことが問題なのではないのでしょうか。稼働率が低いのが原因だとすると、産業政策の観点からは、企業がたくさんいてくれるとコンペティティブになってうれしいとか、そういうのんきなことを言っている状況ではなく、適正な規模よりも、1企業当たりの集めてくる量が小さ過ぎるのではないかという観点も考える必要がある。原因と結果の分析に関しては少し甘いのではないか。原因を誤認していたらいつまでたっても問題は解決しないと、心配をしております。

以上です。

大崎座長 環境省、何かございますか。

環境省（鎌形部長） 御指摘ありがとうございます。

まず、最初の御指摘について、価値の高いものあるいは質の良いものを作っても逆にそこに至るまでにコストがかかる構造であってはならないのではないかという御指摘がございましたが、御指摘のとおりだと思います。私どもとしましても、健全な競争があり、できるだけ付加価値を高めることが重要だと考えておりました、無理して高いものを作るということでは立ち行かないと考えております。

競争という意味でも、先ほど稼働率の問題について御指摘もございましたけれども、1点申し上げたいのは、容器包装プラスチックのみを集めてリサイクルするというのが現在の制度でございます。先ほど御説明しました欧州の場合ですと、硬質の製品プラスチックも入れた上でリサイクルされております。容器包装プラスチックだけを使ってのリサイクルであるため、質の高い製品を作りにくいというところに、なかなか材料リサイクルは有利になれない要因もあろうかと思っておりますので、そうしたことも含めて考えていきたいと思っております。

大崎座長 どうぞ、小林さん。

小林専門委員 両省に御意見を伺いたいと思います。

その前に、二つほど気になっているお言葉があったので、確認させてもらいたいのです

が。材料リサイクルの場合のできた材料の成分は、今、単一成分というような表現をされているのですが、現実を見ますと、よくて90%というのが通常の場合の成分濃度なわけです。確かに光学選別を3段も4段も何回も通せばそれなりに成分濃度は上がりますけれども、さっきお話があったように、コストの問題が一番大きくなってくるわけです。単一素材という表現は我々技術の人間としてはあまり言ってほしくないなというのがありまして、ポリエチレン選別の場合なら「ポリエチレンなりの濃度は非常に高いもの」ということを表現していただきたいと思います。

もう一つは、先ほどの再商品化の高度化ですが、価格も欧州と比べると、今、日本では表に書いてあるような具合になっているわけです。ここでドイツの例が示されておりますが、実際に私は再商品化のメーカーさんのところにお伺いしてお話も聞き、サンプルもいただいて帰ってきました。この20円と100円の差というのは極端な表現なのですが、日本の場合の20円というのは平均的な材料リサイクルのできたものと考えてもらいたいと思います。日本でもトップクラスの先ほど言われたような選別の方法をやって、濃度が非常に高いものを得ているメーカーさんの場合には、恐らく欧州の100円といった値付けのものとなら成分的にほとんど変わっていない、こういう認識で良いと思います。そのときの値段は幾らかというところ恐らく日本では30円か40円というのが相場ではないかと思っております。

この差がなぜ生まれるかというところ、私自身の認識は、現地でいろいろ御意見を聞いてみた中で、やはりマーケットと物を作るリサイクラーとの間を結ぶコーディネーションができていない、これが一番大きな問題だと思います。

まず、1点目は、御説明のなかったドイツの例なのですが、ドイツの場合には、選別・リサイクル～最終的な商品というか、販売するペレットの用途開発ところまで一元的にコーディネーションする組織、体制があります。例えば選別から最終的な用途開発まで担う組織としてドイツにDKRという組織があるのですが、これはDSDという、民間組織ではあるのですが、容リ協会のような、いわゆるリサイクルの受託組織、DKRはこれの100%の子会社で、樹脂専門に扱っている引取保証の組織です。彼らは選別から始めまして、最後の商品として販売するまで全部自分たちで一貫して目を通しているわけです。ですから、売れないようなものは作らない。実際にエンドユーザーからのニーズを的確に拾ってくる。この作業をやらないと日本では絶対にこの差は埋まらないと私は思います。ドイツは民間でやっているわけですが、日本の事情は若干違いますから同じようにはできないにしても、やはり市場と結び付けるこういう機能を充実させない限りは難しいのではないかと思います。

2点目は、エンドユーザーは、先ほど言いましたけれども、自動車とか家電で利用されている。ここで高付加価値利用するために、やはり彼らにインセンティブなりにも必要だと思いますし、もう一つはそれを買う国民の側に再生材利用について十分な告知をして、それを購入することのメリットなり社会的責任というものが感じられるような制度にしていけないと普及しないのだろうと思います。これも同じようにドイツは制度としてやっている

わけです。最近うれしいことに、両省から、新聞発表があったように、再生材をたくさん使った自動車にはリサイクル料金を割引するという話があったので、是非こういった政策の充実化をもっともっと図っていただきたいという気持ちです。御意見をいただけたらと思います。お願いいたします。

環境省（鎌形部長） ありがとうございます。正に、我々の目指すべき方向についての御指導をいただいたと思います。やはりマーケットと結びついて自然に受け入れられるような形にしなければいけないわけで、そのためには結び付ける努力をしっかりと行っていくということについての御指摘だったと思います。政策的にそれをどうやってできるかということについて、審議会でも議論していかなければいけないと思います。

もう一点は、消費者、ユーザーがこういったものを受け入れる、あるいはそういったものを社会全体で作ることがメリットであるということについて、しっかりと認識されるような仕組みも必要だと思います。

自動車のリサイクルなどの議論の中でも、御指摘のように、例えばリユース製品を使ったものが消費者によく受け入れられる、あるいはより評価されるような仕組みの重要性も指摘されていました。そうしたところと結び付く議論を進めて、さらに広い議論の中で取り組んでいくことについて御指導いただいたのだと受け止めたいと思います。ありがとうございます。

大崎座長 どうぞ。

環境省 1点だけ補足させていただきます。先ほどのコークス価格についてですが、ケミカルリサイクル手法の一つである高炉原料化技術では、鉄の還元剤であるコークスの代替材としてケミカルリサイクルの再商品化製品である造立物が使われています。コークスの価格が下がれば、コークス購入に必要なコストも下がるので、代替材としてのプラスチックの価格も下がっていきますので、逆有償で処理費用をもらって再商品化している落札単価は、逆に下がっていくのではないかと考えております。

松村座長代理 いや、理論的には下がらないでしょう。

大崎座長 では、松村先生。

松村座長代理 ごめんなさい。何で本来なら下がると考えるのか、むしろ教えていただきたいのです。

環境省 ケミカルリサイクルの現場では、同一敷地内で製造・使用されるため、競合他社との価格競争が働かない環境にあることから、価格が下がっているコークスの代替材となるプラスチックを受け取る際に合わせてもらう単価は下げてもいいのではないかと思います。

松村座長代理 プラスチックを入れればコークスが節約できるわけですね。節約できるというメリットはあるけれども、ほかのデメリットがあるから有償で引き取っているわけですね。節約できるメリットというのはコークスの価格が下がれば下がるから、引取価格は当然に上がると思うのです。普通に理論的に考えればそうなると思いますが、逆の方向

に行くと考える理屈を教えてくださいと言っているのです。

環境省（鎌形部長） いずれにしても、現在の入札制度では、ケミカルリサイクル事業者は、コークスの代替材としてのプラスチックを、逆にお金をもらって使用しております。それは、今おっしゃったように、一定のデメリットがあるからということも要因の一つとして考えられますが、一方で、そうしたデメリットがどの程度なのか、再商品化のコスト構造が透明化されていないのでその判断がつかないという指摘はあります。そういう意味で先ほどのようなグラフも示したわけですが、ケミカルリサイクルのコスト構造は透明化すべきではないかという思いを私どもとしては持っております。

大崎座長 どうぞ。

安念委員 最初の2年前の答申を取りまとめたときには私が座長だったのですが、もちろん当会議に敬意を表してくれとか、ましては私に敬意を表してくれとか、そんなことはおおよそ考えていませんが、閣議決定から2年たって実質的にスタックしているというのですから、はっきり言ってもうちょっと真面目にやってもらいたいと、私、両省に強くお願いしたいと思います。これは閣議決定なので、我々が言いっ放しにしたという話ではなくて、内閣総理大臣の指揮監督の下にある皆さんが負っている義務なのです。そろそろ方向性を出してもらわなければいけない。

我々としては、もちろん50・50の割合は当然白紙に戻して見直してもらえますねと、そういう含意ですよ。それでどうしても折り合えないにしても、そこで議論がストップするというのは、これは我々として心外という以外の何物でもない。

特に今まで何人もの方から御指摘があったし、両省からの御説明にもあったけれども、やはり問題の焦点は、両省のクレジットの資料2 - 1の11枚目のスライドに現れているのだと思います。つまり、ペレットの価格がもし高くできるのなら、民間事業者なのだから、黙っていたってその商売を始めるわけです。ところが、なかなかペレットがドイツ並みには高くなっていかない。もちろんドイツの水準にいけるのかどうかは分からないが、これだけ顕著な差があるということは、頑張り代はあるということですね。50円、60円ぐらいにはなっていけそうだということがあるのだから、そうなればもう余計なことをしなくてもいいわけで、ケミカルの方に回るのが例えば30とか20にマーケットのシステムでなるのなら、それはそれで大変結構なことです。10~20円と100円のギャップをどうやって埋めるかの具体策を検討していただくのが何と言ったって両省の使命だと思うのです。

私は、いろいろ原因があるだろうと思うのです。ブランディングだってあるだろうと思うし、結局のところはバージンとどれだけの差があるかで決まるわけだから、その純度を高めていかなければいけないのだが、今までの話を聞いていると、どうも日本では純度の低い製品が比較的多い。そこで、純度の高い順にマーケットが値付けされていかなければいけないのだけれども、そこはある種の情報の非対称が生じていて、全体に低い方に引き寄せられているおそれありやという風に何となく感じるのです。私の素人の感覚が間違っているのかもしれないけれども、それは経済にとっては非常に不幸なことです。製品の

品質に応じて価格が設定できるような、そういう環境を作っていかなければいけないのだが、その際は、さっき小林さんから御指摘のあったように、全くマーケットだけに任せておくことはできない話だと思うので、品質に応じて価格が設定されるような仕組みを誘導していただくのが政府としての役割なのではないかということを感じいたしました。

大崎座長 ありがとうございます。

そろそろ時間も来ておりますので、今日のところはこのくらいにしたいと思うのですが、今日、いろんな委員の皆さんから出た声を是非真摯に受け止めて、一刻も早く合同審議会を開催し、議論を進めていただきたいと思います。かつ、閣議決定で検討するという事になっているので開きましたというだけでは非常に困るので、先ほども経済産業省さんからは年内とか年度内にとかいうような結論の目処についてもお話がございましたが、是非しっかりした結論を出していただきたいと思います。

繰り返しになりますが、規制改革会議としては特定の結論を何か決め打ちして要請しているものでは全くございません。ただ、観点は列挙させていただいておりますし、また、今日、各委員から御発言いただいたような内容を是非積極的に反映していただきたいと思います。何か特定の結論が出ないと何もやっていないという風な見方をするとつもりは全くないのです。そこは是非御理解いただきたいと思います。

また、これは非常に重要な案件でございます。規制改革会議も随分たくさん答申を出して、随分たくさん閣議決定をこれまでやってきたのですが、正直、何となく完全に無視されているみたいな感じがするというのはこの案件一つなのでございまして、是非ともこれはしっかりやっていただきたいと思います。今後、審議会でどのような議論が行われ、どういう方向になっているのかということも適宜、場合によってはまたこういった場で御説明をいただくということになるかと思いますが、是非ともよろしく願いをいたします。

では、今日はどうもお忙しいところ、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題は終了でございます。

最後に、事務局から連絡がありましたらお願いいたします。

佐久間参事官 次回のワーキングについては事務局より追って御連絡いたします。

大崎座長 それでは、これにて会議を終了いたします。

どうも本日はありがとうございました。